

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症、知的障がい及び精神障がい等により判断能力が十分でない人が財産管理や契約行為等を行う場合に、本人の権利や財産を守り生活を支援するための制度で、平成12年（2000年）に施行されました。

しかし、この制度が必要な人に十分に利用されていないことから、平成28年に成年後見制度利用促進法が施行され、令和4年3月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画において、令和6年度末までに「全市町村が成年後見に関する市町村計画の策定及び中核機関の整備を行うこと」が目標として定められました。

また、高齢社会の進展等により、本市においても、今後、権利や財産を保護するために支援を必要とする方は増加すると考えられます。そこで、必要な方に適切な支援を行うことができるよう、成年後見制度の利用促進に向けた具体的な施策等を定め、総合的かつ計画的に推進していくことを目的に、「小郡市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

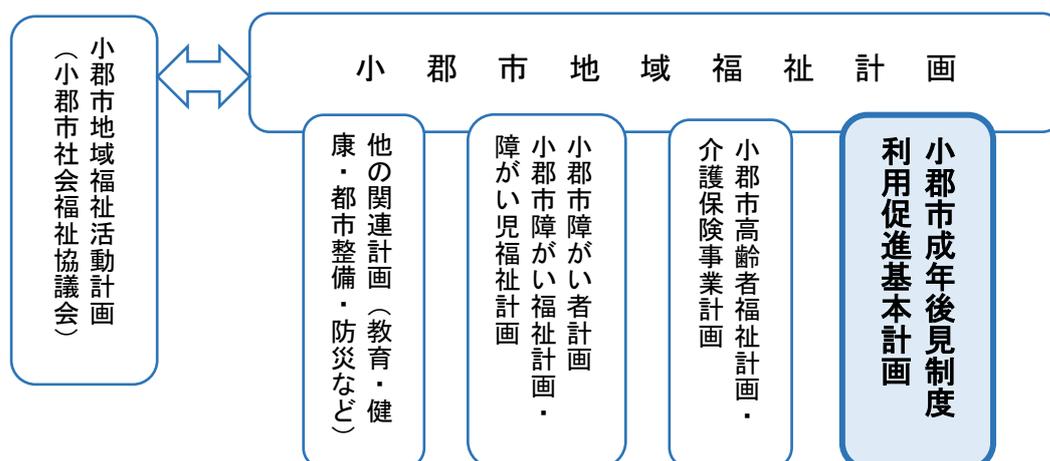
2. 計画の根拠・位置づけ

（1）計画の根拠

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）第14条1項に基づき、国の定めた基本計画を勘案し、本市における成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。

(2) 計画の位置づけと関係計画との整合性

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年法律第29号)第14条1項に基づき、国の定めた基本計画を勘案し、「小郡市地域福祉計画」「小郡市高齢者福祉計画」「小郡市障がい者計画」等の関連計画と連携・整合性を図り策定します。

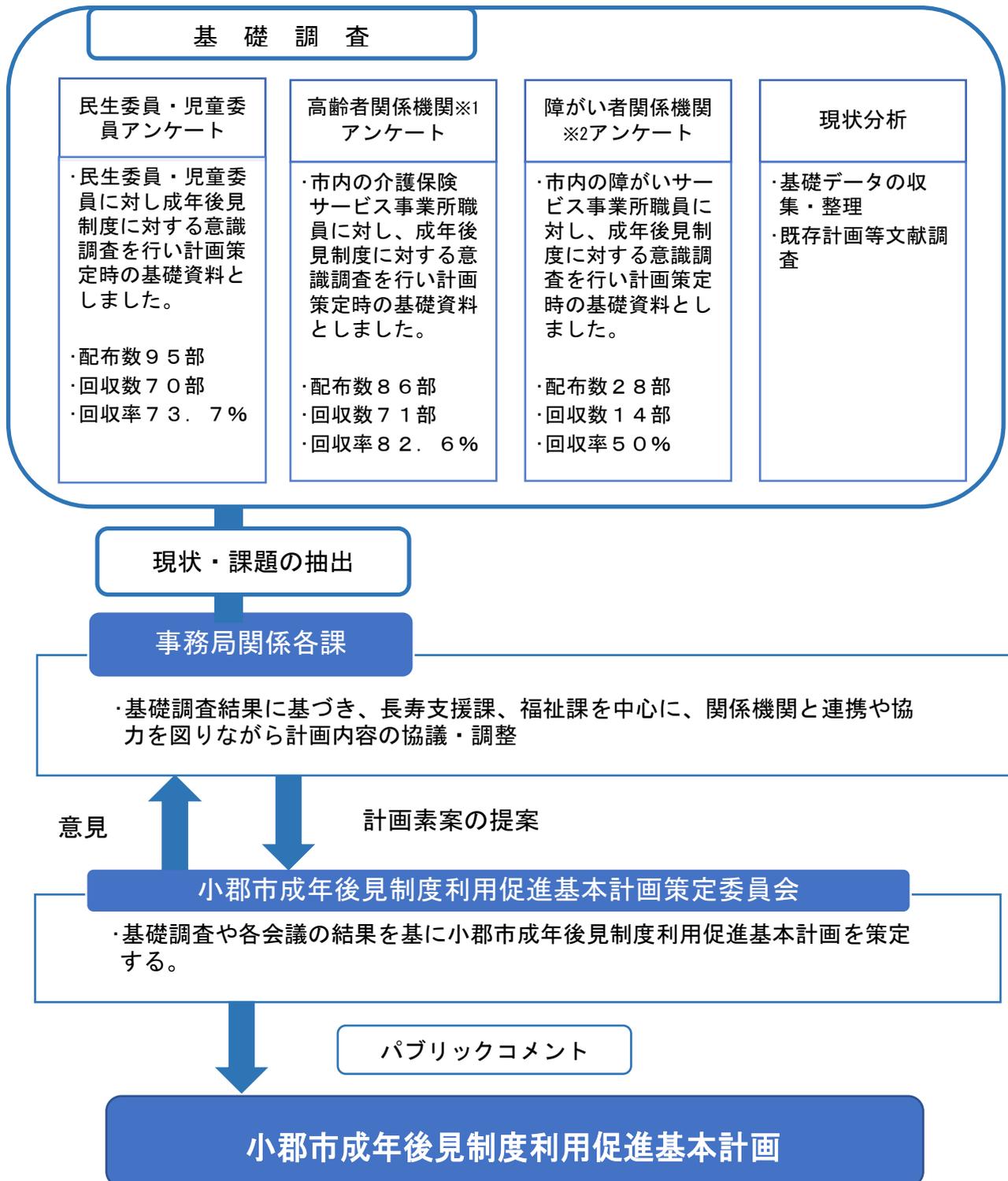


3. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

計画種別	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
小郡市地域福祉計画	第2次地域福祉計画(R2年度～)								
小郡市高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第8期高齢者福祉計画 介護保険事業計画			第9期高齢者福祉計画 介護保険事業計画					
小郡市障がい者計画	第3期障がい者計画(H31年度～)								
小郡市成年後見制度 利用促進基本計画	成年後見制度利用促進基本計画								

4. 計画の策定体制



※1 高齢者関係機関：市内介護保険事業所、市内介護保険外の施設（ケアハウス、養護老人ホーム、住宅型有料老人ホーム）、基幹相談支援センターサポネットおごおり、小郡市社会福祉協議会

※2 障がい者関係機関：市内障がい福祉サービス事業所